

環境福祉委員会

オンライン行政視察報告書

令和5年5月9日



令和5年5月18日

松阪市議会

議長 山本 芳 敬 様

環境福祉委員会

委員長 沖 和 哉

松阪市議会環境福祉委員会 オンライン行政視察報告書

標記の件について、下記のとおり行政視察を行いましたので、その内容を報告します。

記

1. 日 時 令和5年5月9日（火）午前9時56分～11時33分
2. 視察先 福井県坂井市
3. 参加者 環境福祉委員会
委員長 沖 和哉 副委員長 松本 一孝
委 員 奥出 かよ子 委 員 橘 大介
委 員 殿村 峰代 委 員 米倉 芳周
委 員 海住 恒幸
議会事務局
西尾 桂子
4. 場 所 議会 第1・2委員会室
5. 視察項目 重層的支援体制の整備について
6. 視察内容 別紙のとおり

坂井市

視察日 : 令和5年5月9日(火)
視察調査先 : 福井県坂井市 社会福祉課
視察調査事項 : 重層的支援体制の整備について

応 対 : 健康福祉部次長兼福祉総合相談課長 半田 信哉
社会福祉課長 佐藤 弘治
社会福祉課 主任 間海 洋一郎
福祉総合相談課 主査 斉藤 政信(社会福祉士)
社会福祉協議会 次長 嶋田 貴美
議会事務局 次長 小澤清和



I. 坂井市の概要

1. 人口等

- ・人口 89,956 人
- ・世帯数 32,531 世帯
- ・面積 209.67K m²
- ・高齢化率 28.8%

2. 保健福祉サービス状況

- ・まちづくり協議会 23
- ・地域福祉推進基礎組織 36
- ・民生委員・児童委員 173 人
- ・主任児童委員 11 人
- ・福祉委員 661 人

Ⅱ．福祉総合相談室

1．推移

平成 28 年に市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室（生活困窮 所管課）」が誕生。



●問題点が発生

- ・相談初期段階で相談室に紹介があるが、結果、紹介元へ戻す案件である。
- ・相談室職員の業務が過多となり、対応ができない。
- ・結果、相談者にとって、「たらい回し」や連携不足状態となる。



●事務局設置（平成 29 年）

- ・「相談支援包括化推進会議の立ち上げに向けて、高齢・障害・生活困窮所管課による事務局を設置し、体制を構築。



●坂井市相談支援包括会議の始動（平成 29 年）

- ・事務局設置の半年後、坂井市相談支援包括会議が発足。多機関で検討する新たな会議体の設置と相談支援包括化推進員は会議のファシリテーターとなり、議事を進行。



●個別会議（さかまる会議）誕生とルール化（平成 30 年）

- ・さかい市民の相談をまるごと受け止める会議が始動。
- ・さかまる会議 心得 を策定。
（別紙 参照）

2．さかまる会議

さかまる会議から見えてきたこと

- ・「障害疑い」「ひきこもり」「ごみ屋敷」「不登校」など、明確な支援制度がなく連携だけでは難しい。



分析・検討が必要

3. 第3次福祉保健総合計画策定（令和2年度）

市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、高齢、介護、障がい、健康、成年後見、自殺対策、地域福祉に関する個別計画をまとめ、重層的支援体制整備事業実施計画とする。



●行政計画である「地域福祉計画」と民間計画である「地域福祉活動計画」を融合

Ⅲ. 重層的支援体制整備事業

令和3年4月より3つの体制を構築し、事業を開始。

1. 包括的な支援体制の3つの構築

①相談支援

- ・地域包括センター（高齢）
- ・相談支援事業（障害）
- ・利用者支援事業（子ども）
- ・自立相談支援事業（困窮）

②参加支援

- ・対象者の属性を問わない事業

③地域づくり

- ・地域介護予防事業・通いの場事業等（高齢）
- ・地域活動支援センター事業（障害）
- ・地域子育て支援拠点事業・子育て支援センター事業（子ども）
- ・地域共生のまちづくり事業（困窮）



各分野の事業を重ねあう事業・担当課も重なり合う体制づくりの必要性

2. 福祉分野相談体制（令和4年度体制）

- ①高齢者福祉・・・高齢福祉課が担当。地区地域包括センター、ケアマネジャーとの連携強化を図る。
- ②障がい者福祉・・・基幹相談支援センターのコーディネーターが中心となり、委託相談支援事業所と連携を図る。
- ③生活困窮者支援・・・福祉総合相談室が生活保護と生活困窮者支援を一体的に福祉事務所と社会福祉協議会と連携にて実施。
- ④子ども・子育て家庭・・・子育て世代包括支援センターが核となり、健康増進課（母子保健）、子ども福祉課、児童相談所等との連携を図り実施

3. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を地域に配置

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に推進するため、市職員と社協職員の実務者会議を定例化し、方向性の共有を図る。

4. 住民ワークショップ

地域マネジメント手法（PDCA サイクル）を用いて、地域の課題等を整理分析し、住民主体による福祉のまちづくりを進める。

情報収集→住民ニーズ→課題・優先順位→検討→アクション

5. お困りごと相談窓口「ここサポ」開設

個々に応じてサポートという意味で、福祉の相談をどの課の窓口でも受け止め、適切な支援機関につなぎ課題解決を図る。

IV. 所感

- 地域の拠点に相談が持ち込まれる「拠点づくり」として、主体となる住民が、課題を解決できる環境となるように支援する組織の構築を図り、そのプラットフォームづくりをしているとの認識を得た。

最強の「さかまる会議」が、その主役的位置を担い、課題解決に各人、各組織が邁進していく取組みは、大変参考になった。

平成 30 年度から、市と社会福祉協議会等が一体となって取り組みを開始し、行政からの押し付けではなく、住民が「必要だと感じることを」住民がやりたい形で実現できる持続可能な地域体制づくりは、理想的な重層的支援体制の構築であると考えます。

- 担当部署の熱量は大きく、福祉人材が豊富であることも背景にあるのだろうが、社協や民間事業所も巻き込んで分厚い支援を推進していく力強さがある。重層的支援体制の構築に先駆けて実践されていた、多職種連携による「さかまる会議」があるからこそ、制度の枠を超えたインフォーマルな部分をも包括した支援が可能なのだと感じた。

翻って松阪市の「福祉まるごと相談室」の推進は、支援につなげるための入り口を増やすことは可能となる一方、庁内外の綿密な連携や分厚い支援体制が取れているのかは不安である。チャンネルを増やすことに異論はないが、風呂敷ばかり広がっていくことのないよう、注視していかななくてはと思う。

- 坂井市では、平成 28 年より市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室」を設けたが、市民からの相談がつなぎ戻しや、連携不足によるたらいまわしなどが発生するのではないかと考えがあったため、関係者で先進地を視察し、イメージを共有、また相談支援包括化推進会議の立ち上げに向けて、平成 29 年に高齢・障害・生活困窮所管課による事務局を設置した。

平成 29 年の相談支援包括化推進会議では、他機関で検討する新たな会議体の設置と相談支援包括化推進員の役割など、市における相談や地域づくりについて、基本的なルールを検討。平成 30 年には、個別会議（さかまる会議）のルール化を設けている。この会議から見えてきた課題は、明確な既存制度がない、連携だけで対応することが難しいことが多い事例等について抽出し、分析・検討を重ねていくことが必要などである。また、地域づくりなどのアウトリーチにも力を入れ、社会福祉協議会との連携も強化している。このようなことから、どこに相談しても各専門分野につなげられる人材育成の組織づくり、さかまる会議の心得などの職員の意識改革、社会福祉協議会や住民自治協議会との連携も含め、地域とのつながりの強化が必要と感じた。

- 坂井市は、重層的支援体制整備事業を国のモデルとして手を挙げられ、3 年間取り組み、その後も先進的に市と社会福祉協議会が一体となって進めています。高齢化や引きこもり・障がい・子ども・生活困窮等、各分野の事業を縦割りではなく総合的な相談体制にして、一つ一つ向き合っていく素晴らしい取り組みです。

職員の皆様からはとても熱い思いを感じました。本来向き合うことの大変さや現状を見ると、後回しにしたくなるような難しい課題に、真正面から取り組まれていることが何より感動いたしました。松阪市においても、少しずつ進めているところなので、今回学んだことを形にしていけるよう、頑張って参ります。

最後に、特に坂井市民の相談を丸ごと受け止める会議「さかまる会議の心得」11 条にも大変感銘を受けました。

- 人と人をつなぐことで、解決への糸口・手法を多くすることが具体的に示されたり、行政側が必ず伴走支援することの重要性が示されたことで、松阪市での重層支援のあるべき姿がイメージでき、大変参考になりました。また、課題になるだろう事柄も明確になっています。

今回、期待していた「さかまる会議」の視察がようやくできたことは、大変嬉しい限りでした。

- 相談支援包括化推進員をどう育成していくのかを質問した。

松阪市は、令和 4 年にまるごと相談施設を 3 会場設置し、令和 5 年に 3 会場追加して、合わせて 6 会場となる。

施設を増やすことによって専門職員を増やす必要が出てきた。

坂井市の場合は、個人のスキルよりもコミュニケーション能力の高い人物像を求めるとのこと。また、人材育成のため定期的に研修を行うとのことで、ファシリテーター研修、相談事例のロールプレイングの研修を行い、質の高い重層的

支援体制整備事業を行っていくとのことでした。先進事例を学び、今後市政に活かしていきたいと思った。

- 何年か前、環境福祉委員会で東京都多摩市や足立区に視察をしたときに痛切に感じたことであるが、担当する職員の取り組む施策に対する思いの強さだ。その施策を自分のものとして自らの言葉で語るプレゼンテーション能力の高さがすべてを物語っていた。しかし、今回の坂井市においても、それと似たことを感じてしまった。

前回、近隣自治体との政策競争が激しい東京都内だったので、松阪市との違いも仕方がないかと思う面はあったが、今回は福井県の一地方の中小の都市である。それにもかかわらず、同様のことを感じるということは、もはや、松阪市に不足することそのものを言い当てたことに他ならないのではないだろうか。

松阪市においては、議会本会議や常任委員会における説明の仕方が原稿の棒読みになっている現状は、常々、不満である。しかし、それは、議会における流儀なのかとも思うことにしていたが、もはや、それだけではないだろうと考える。

自らの言葉で語れないのではないか。それは、政策を自らのものにしていないということである。言い換えれば、政策と事業はあっても、何のために自分たちはこれに取り組み、これを行うことで何を達成しようとしているのかを考えた証としての施策がないのではないか。

重曹的支援を本格実施していく段階において危惧するところである。

さかまる会議 心得

- 第一条 情報不足と感じても、会議に挙げるべし。
- 第二条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します」言うべし。
- 第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。
- 第四条 支援者のしんどさを共有するべし。
- 第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)
- 第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。
- 第七条 他の機関の意見を否定するべからず。
- 第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。
- 第九条 守秘義務を徹底するべし。
- 第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。
- 第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。